



保健センターを増設し保健サービスを拡充

～郡山市保健センター条例の一部を改正する条例～

施行日：令和5年4月1日

保健センターを市内4か所に増設し、市民への積極的な健康相談や支援を行う体制を整備します。

現行

保健センター
(保健所健康づくり課)

- ・保健所に設置(市内1か所)
- ・行政センター保健師と連携し、各種の保健事業を実施

【保健センターとは？】

- ・地域保健法に基づき設置
- ・健康相談、保健指導、健康診査、その他地域保健に必要な事業を行う

見直し後

保健センターの増設
(市内4か所)

北保健センター

場所:富久山行政センター内
地区:喜久田・日和田・富久山・西田

中央保健センター

場所:保健所
地区:本庁管内(富田を含む)

西保健センター

場所:片平行政センター内
地区:大槻・逢瀬・片平・湖南・熱海

南保健センター

場所:安積行政センター内
地区:安積・三穂田・田村・中田

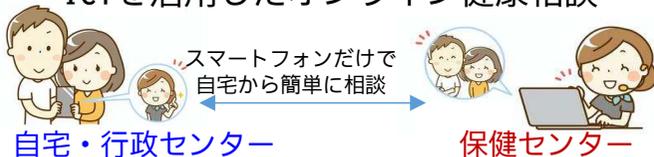
行政センター保健師を
保健センターへ再配置

相談事業の充実

多様化するニーズに対応した健康相談体制を強化

→オンライン健康相談を活用して窓口相談や個別訪問を補完

ICTを活用したオンライン健康相談



母子保健対策の充実

「子育て世代包括支援センター」(ネウボラ)の併設

→妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援の充実を図り、ベビーファーストを推進

※ネウボラ…産前・産後・子育ての切れ目ない支援のための相談・対応拠点

SDGs健康事業の充実

SDGs全世代健康都市圏創造事業の実践

→全世代の健康関連データを活用し、EBPM(合理的根拠に基づく政策立案)に基づく健康増進事業の推進



(保健所健康づくり課)